

2019年度 酪農乳業産業基盤強化特別対策事業 酪農生産基盤強化事業 地域生産基盤強化支援事業の実施概要

事業メニュー	事業内容	助成率又は額 及び助成対象	要件	提出する書類等(実施計画・助成申請)	提出・整備しておく書類等(実績報告等)
1. 生産基盤強化の改善・指導					
(1)会議の開催	事業実施主体が、自ら又はその会員団体等を区域とする地域において、当該地域の酪農生産基盤の強化のための経営及び技術的課題とそれを改善するための具体的な指導及び支援、課題解決の方針を設定するための酪農乳業関係者等で構成する会議の開催	定額 ○ 会場借料 ○ 会議費 ○ 出席者旅費 ○ 学識経験者等専門家の謝金	○ 地域の関係者が緊密に連携し、幅広い関係者で構成し協議すること(少なくとも乳業者の参加があること) ○ 課題解決の方針は、本事業終了時において、管内の酪農生産基盤の課題解決を図る観点から策定すること		○ 会議資料(次第、出席者名簿、提出資料) ○ 議事録 ○ 設定した課題解決の方針資料 ● 支出明細・領収書等の写し ● 事業実施主体の旅費、謝金に関する規程
(2)研修会の開催	(1)の会議で設定した課題解決の方針を実行するための酪農家等を対象にした研修会の開催	定額 ○ 会場借料 ○ 会議費 ○ 講師旅費・謝金 ○ 事務局旅費 定額又は2分の1 ○ 酪農家旅費	○ 1の(1)を実行するための研修会であること	○ 計画している研修会の内容等に係る資料	○ 研修会資料(内容、参加者名簿(酪農家旅費の助成を受ける場合は参加者の生年月日及び旅費区分を記載)、提出資料) ○ 研修会実施記録(参加者アンケート結果、出された意見、写真、考えられる効果、など) ○ 支出明細・領収書等の写し
(3)現地指導、その他	(1)の会議で設定した課題解決の方針を実行するための酪農家等を対象にした現地指導など	定額 ○ 専門家の旅費・謝金 ○ 事務局旅費 定額又は2分の1 ○ 酪農家旅費	○ 1の(1)を実行するための現地指導等であること	○ 計画している現地指導等の内容等に係る資料	○ 現地指導資料(内容、参加者名簿(酪農家旅費の助成を受ける場合は参加者の生年月日及び旅費区分を記載)、提出資料) ○ 研修会実施記録(参加者アンケート結果、出された意見、写真、考えられる効果、など) ○ 支出明細・領収書等の写し
2. 生産基盤強化支援対策の推進					
(1)提案型生産基盤強化対策	地域の生産基盤の実態等を踏まえ、自ら企画提案する具体的な取り組み	○ 事業実施主体が負担する費用と同額(但し以下の助成上限) 指定団体 500万円+酪農家×2万円 指定団体の直接会員 150万円+酪農家×2万円 孫会員等 50万円+酪農家×2万円	Q&A参照	○ 事業の具体的な内容が分かる資料(事業実施要領、実施により期待される効果の根拠となる資料・データなど) ⇒上記資料に基づき、個別の提案内容を審査するので、可能な限り分かりやすい資料と根拠データを添付すること。	○ 事業実施主体の事業費負担の証憑(組織決定した会議の議事録の写し、事業実施要領など) ○ 事業実施結果に係る資料等
(2)乳用牛育成基盤強化対策	管内の育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み	○ 月額2,800円(税抜)／増頭させた育成牛1頭 ○ 但し、1事業実施主体当たり の上限は1,500頭分(税抜き 420万円相当)	○ 事業実施主体管内にあって、預託料金を徴収するなど、有料で育成牛を預かっている施設(全国連所有施設は対象外) ○ 助成対象となる育成牛は、上記施設ごとに、在场頭数が前年同月に比べて増加した頭数 ○ 在场頭数は事業実施主体が定める基準となる日で月ごとの頭数で、施設ごとに算出	○ 前年度預託頭数の実績の根拠となる資料 ○ 有料であることの証憑(農家との契約書の写し(1農家分で結構です)、料金設定資料)	○ 当年度の在场頭数実績の根拠となる資料(牧場の台帳の写し、個体識別情報一覧、その他証明可能な資料、のいずれか)
(3)乳用後継牛増頭対策	事業実施主体が、管内酪農家が乳用種の種付け・出生を増加させる取り組みを支援する対策	○ 事業対象頭数あたり5万円以内	○ (独)家畜改良センターの個体識別全国データベース利用規定に係る同意書を、事業実施主体が取り纏めて提出 ○ 2020年4月時点において酪農経営を継続している者	詳細は要領改正通知の別紙を参照すること	
(4)供用年数延長促進対策	事業実施主体が、管内の酪農家が乳用牛の供用年数を延長し経産牛の減少を抑制する取り組みを支援する対策	○ 事業対象頭数あたり3万円以内	○ (独)家畜改良センターの個体識別全国データベース利用規定に係る同意書を、事業実施主体が取り纏めて提出 ○ 2020年4月時点において酪農経営を継続している者		

※ ●については事業実施主体保管(Jミルクの依頼があった場合速やかに提出すること)